

＜第33回奈良県食品安全・安心懇話会議事録＞

○事務局

本日はお忙しい中、懇話会に出席をいただきありがとうございます。ただいまより第33回奈良県食品安全・安心懇話会を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます消費・生活安全課の松村でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日は奈良テレビ及び奈良新聞の取材が入っておりますことをご了承ください。放映につきましては、本日午後10時54分の「県政フラッシュ」を予定しております。

それでは、開催に当たりまして、消費・生活安全課長 田中より挨拶を申し上げます。

○消費・生活安全課長

今回の懇話会の開催が1月ということで、この理由につきましては、前回の9月の懇話会でも少しご説明いたしましたとおり、翌年の食品衛生監視指導計画、これにつきまして、先に委員の皆様方からご意見を頂戴しまして、しかるべき修正もいたしまして、その後、県民の方にパブリックコメントというのを掛けたいと、こういう手順で行きたいということで、今年度以降もだと思いますが、1月開催ということできせていただいたところでございます。

前回9月に懇話会がございまして、約4カ月経過しました。この間起こりましたことを少し振り返ってみますと、前回の懇話会開催後、9月の中旬に国から、今日も議題に挙がっておりますゲノム編集食品につきましての考え方、取り扱い方、表示の仕方につきまして、方針が示されました。またご議論のほうよろしくお願いいたしますと思います。

また、HACCPにつきましては、平成30年6月の食品衛生法改正に基づいて、令和3年の6月から完全施行ということで、今年度は食品関係事業者の方への周知、そして県民の方にも知っていただくということを目標にしております。年度当初の予算におきまして、国のほうからも啓発のための予算がいただけるということで、要求を行いました。冬頃になりましてようやく内示をいただき、年明けましてから、県内全ての食品事業者さんに、今日も資料に添付してございますリーフレットを郵送して、HACCPの考え方、食品衛生法の改正ポイントなど、まずは知っていただくということで配布をしたところです。

また、来月2月からは、食品衛生事業者さんの方を対象に講習会を4回開催します。これも後ほど、担当から説明させます。食品衛生協会様にも多大なご協力をいただいて、この事業をさせていただいていることを、この場をお借りしましてお礼申し上げるところです。

また、12月の末にリスクコミュニケーションということで、今年度は宇宙食とHA

CCPというこれまでにないテーマで取り組んでみたところですが、正直申しまして少し集客のほう不安がございましたので、先生方にもご協力をお願いしまして、ご出席を賜るなどのご協力を賜ったこと、本当にこの場をお借りしましてお礼申し上げますところでは。

ということで、今日は審議会とかいう堅苦しい名前じゃなくて懇話会ということでございます。どうかご意見のみならず、ご質問あるいは感想とかでも結構でございます。その他様々なお話を頂戴できればありがたいと思っておりますので、長時間にわたりますが、本日どうかよろしくお願い申し上げます。

○事務局

議事に先立ち本日ご出席いただきました委員のご紹介をさせていただきます。

正面は会長の公益社団法人日本食品衛生協会学術顧問、高谷幸様。

正面向いて左側から公募委員、有山富士美様。

公募委員、板澤英子様。

奈良県食生活改善推進員連絡協議会理事、俵本照子様。

奈良県生活学校運動推進協議会会長、森田和子様。

公益社団法人奈良県食品衛生協会会長、岡山日出男様。

元近畿大学農学部教授、坂上吉一様。

公益社団法人奈良県栄養士会名誉会長、福原圀子様。

なお、本日、奈良県農業協同組合常務理事、高岡正輔様、奈良県養鶏農業協同組合組合長、廣井洋司様、奈良県特用林産振興会理事、酒井勝吉様、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合副理事長、下谷幸司様、日本チェーンストア協会関西支部事務局次長、古株徹様、市民生活協同組合ならコープ専務理事、山中教義様、奈良佐保短期大学特任教授、矢和多多姫子様につきましては、所用のため欠席でございます。

出席幹事課は座席表のとおりでございます。

続きまして、本日お配りした資料のご確認をお願いいたします。まず、「第33回奈良県食品安全・安心懇話会次第」、「委員名簿」、「座席表」、「奈良県食品安全・安心懇話会設置要綱」、「意見交換提案事項」、「第32回までの開催状況」です。また、本日は添付資料として6種類の資料をお配りしております。資料1「令和2年度奈良県食品衛生監視指導計画（案）の概要」、資料2「令和2年度奈良県食品衛生監視指導計画（案）」、資料3「令和元年度なら食に関するリスクコミュニケーション（アンケート結果）」、資料4「ゲノム編集技術とその応用食品等の取扱い」、資料5「食品衛生法改正の案内リーフレット」、資料6「HACCP研修会の案内」。以上6種類ですが、不足等はございません。

んでしょうか。

それでは、懇話会設置要綱に基づき、座長を高谷会長にお願いいたします。

○高谷会長

それでは、今後の司会進行を務めさせていただきます。

本日は、傍聴者が3名来ておられます。傍聴される方は、傍聴要綱に従い、懇話会の円滑な進行にご協力を頂きますようお願いいたします。

また、終了予定が午後4時となっておりますので、議事がスムーズに進みますよう、委員の皆様にはご協力をお願いします。

それでは、議事の1でございます。「令和2年度奈良県食品衛生監視指導計画（案）について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局

事務局より、ご説明いたします。資料1、2をご準備ください。

中核市である奈良市は独自に計画を策定していますので、ここでは、県の監視指導計画等について説明いたします。

食品衛生監視指導計画は、食品衛生法第24条において、年度ごとに策定することが規定されております。食品衛生監視指導計画策定にあたり、原案を作成し、この懇話会でお示し、意見を調整した上で、県民へ意見募集（パブリックコメント）を行った上で、策定したいと考えております。

計画全てについてこの場で説明はできませんので、概要版として資料1を付けております。これに沿って説明いたします。

当計画の目的、実施対象、実施期間は記載のとおりです。実施にあたっての基本的方向として、（1）食品供給行程（フードチェーン）の各段階における監視指導（2）食品の試験検査の実施（3）食品に起因する健康危害の防止（4）平成30年6月の食品衛生法改正内容についての情報提供（5）食品等事業者による自主衛生管理及びHACCP手法の導入並びに奈良県HACCP自主衛生管理認証制度（通称：ならハサップ）の普及促進（6）食品表示の適正化に向け、食品等事業者への監視指導の充実（7）食品衛生に関する情報及び監視指導の実施状況を県民に情報提供するとともに、県民との意見交換等の実施を挙げています。

資料1裏面になります。実施体制は5に記しています。当課、県内4カ所の保健所、2カ所の食品衛生検査施設が主体となり、必要となれば、国、県庁内他部署、他自治体等と連携をとっていきます。

昨年度計画からの主な変更点を6に記しています。計画本文のページ数を参考にして

ください。(1) 計画本文1頁です。表紙のイラストの修正をいたしました。(2) 計画本文7、9、19頁です。アニサキスの原因とする全国的な食中毒事例発生に伴い、新たに文言、説明を記載しました。(3) 計画本文8頁です。近年、アレルギー表示欠落等による自主回収事例が全国的に多発していることや旧基準に基づく表示が認められている猶予期間が令和2年3月31日までであることを踏まえ、食品表示に関する監視指導に注力することについて記載しました。(4) 計画本文9頁です。野菜の残留農薬検査項目数について、これまで、1件体あたり116項目の残留農薬の検査を行ってきたが、食の安全と消費者の信頼性確保のために、検査体制の強化に取り組み、令和2年度からは1検体あたり150項目に検査項目数を引き上げて農薬検査を実施することについて記載しました。(5) 計画本文12頁です。平成31年2月8日付けで発出された「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(平成15年厚生労働省告示第301号)の改正についての内容を踏まえ、広域連携協議会を含め、広域的な食中毒事案発生時の連携について追記しました。(6) 「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部を改正する件」を受けての修正になります。①項目名の修正をしました(食品等事業者自らが実施する衛生管理に関する事項) 計画本文P.1、13)。②指定成分等を含む食品等による健康被害発生時の対応が追記されたことを反映し、修正しました(計画本文P.12)。③食品等事業者自らが実施する衛生管理について追記されたことに伴い、従来の記載内容を修正しました(計画本文P.13) (7) 計画本文16頁です。年間標準監視指導回数についてですが、①大規模広域流通食品製造・加工施設について従業員数を30名から50名に変更しました。「HACCPに沿った衛生管理の制度化に関するQ&A」について」通知内で小規模事業者について記載があり、「食品の製造又は加工を行う者のうち、一の事業所において、食品の製造及び加工に従事する者の総数が50人未満の者」としていることより、50名と修正しました。②魚介類せり売営業について、県中央卸売市場内独自の業態であること、市場食品検査課で常時監視を行うことから、監視指導結果集計時に他に比べてあまりに大きい数字となるため、集計結果に影響しないよう当該表における監視対象としないことを明記しました。(8) 計画本文17、18頁です。収去の検体数ですが、検査機関ごとに分けて集計を行っています。令和2年度、保健研究センター実施分は、総数457検体。ちなみに、本年度は総数474検体。市場食品検査課実施分は、令和2年度が総数414検体、本年度が総数428検体。一部、外部検査機関が実施している検査がありまして、令和2年度は総数8検体、本年度は総数6検体です。

当計画(案)については、本日、懇話会でいただいた意見を反映し、本年2月上旬から1カ月間(30日間)意見募集を行ったうえで、最終的に令和2年度計画として策定したいと考えております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

○高谷会長

ただいまの事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問等がございますか。はい、有山委員。

○有山委員

最後の8のところなんですけれども、収去検体数が次年度は減るのはなぜなのでしょう。

○事務局

今年度、後で説明しますけれども、HACCPの導入事業という形で、事業者さんに説明等を行うのですけれども、また保健所のほうで業者さんからの問合せ対応をする必要があります、そういった対応にどうしても人手が掛かってしまう影響がありまして、若干検体数が減っております。

○高谷会長

よろしいですか、今の答えで。ただ、検体数の数も大事ですけれども、本当は中身が大事なんです。検査の中身がね。そういうところも含めて、皆さん方もよく内容を確認されるとよろしいかと思えます。ほかにございませんか。はい、岡山委員。

○岡山委員

先ほどご説明いただきました食品衛生監視指導計画の中に、奈良県HACCP自主衛生管理認証制度、通称ならハサップの普及を促進しますというふうにならハサップの第1号として5社が認定されました。その5施設5社の有効期間が今年の令和元年12月15日で満了して、それまでに更新施設は奈良県ハサップ研究会の更新講習を受けて、各保健所、管轄の保健所に申請をするという手続をされておるにもかかわらず、いまだ更新の認証書が発行されておられない。中和保健所管轄の2施設に関しましては、昨年11月に申請の下、調理用具類の点検及び施設点検を完了されておられます。郡山保健所管轄の3施設に関しては、申請しておるにもかかわらず、いまだ連絡がないというふうに申し出られておるのですけれども、この点、何かお考えがあるわけでしょうか。お教えてください。

○高谷会長

今のご質問ですが、何か理由があるんでしょう。

○事務局

今お知らせいただいた中で何件かは、書類の差替対応があって遅れているという事情があります。それ以外の4施設については、なかなかいろいろな業務がありまして、実際のところちょっとマンパワーが追いついていないという状況になります。

○高谷会長

ということですが、よろしいでしょうか。

○岡山委員

普及の促進というのは、具体的にどういうことで、どういうことをされるわけでしょうか。普及を促進されていくということは、いわゆる認証施設を増やしていく。その下によって県内の食品製造業の事業者たちに奮起を仰ぎながら進めていく。これが普及の促進としての施策ではないのかなと思います。マンパワーが足りないから認証更新がされていないというのは、ちょっと私自身、合点がいかぬわけですけれども、そこをもう少しご説明いただければと思うのですけれども。

○高谷会長

奈良県のならハサップを推進するという意向であるのは確かなんでしょうか。

○事務局

推進していく意向には変わりはありません。

○高谷会長

ということだそうです。

○岡山委員

そうしたら、私が今お尋ねした初回第1号としての認定事業所に関しては、近々その認証がされるということによろしいですか。

○事務局

それについては間違いがないとお答えいたします。

○岡山委員

ありがとうございます。それぞれの事業者の方々から、私いわゆる奈良県食品衛生協会の会長職として、どうなってるんだというふうなご連絡が強い口調で入ってございますので、そののところをお尋ね申し上げました。

○高谷会長

奈良県食品衛生協会の岡山会長は、特にHACCPの普及・啓発には大変力を入れてらっしゃる方なので、県はなるべく早く対応をするようお願いいたします。重要なのは、意思疎通をきちんとするというのが大事なんだろうと思います。そこは県と食品衛生協会できちんと意思疎通をきちんとしていただいて、今後もHACCP行政の推進に努めていただきたいと思います。

○消費・生活安全課長

大変ご迷惑を掛けておりますことを改めましておわび申し上げたいと思います。担当から、業務が少し錯綜しているとの説明がありました。更新申請につきましては、新規申請とは違いまして、新規申請ほどの審査に手間は掛からず、きちんと意識をしていればできることにもかかわらず、さきほど私が申し上げましたHACCPの周知等の事務処理に手を取られてしまい、審査が遅れてしまいました。

また、今いただいております申請書につきましては、早急に処理をすることを私が進行管理してまいりますので、お許しいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○高谷会長

という答弁です。

○岡山委員

よろしくお願いいたします。

○坂上委員

ちょっとよろしいですか。

○高谷会長

はい。

○坂上委員

この件に関してなんですけども、マンパワーが少ないという説明がありました。なら

ハサップは県にとって大事な事業ですので、今後、強く人員要求、マンパワーの不足を解消するよう、要求をもっともっと強くしていただくのがいいかなと思います。

○高谷会長

はい、ありがとうございます。

それでは議題2に移ります。議題2「なら食に関するリスクコミュニケーション」の実施結果について、事務局からお願いいたします。

○事務局

令和元年12月21日に、奈良市西部会館市民ホールにて「なら食に関するリスクコミュニケーション」を開催いたしましたので、その実施結果を報告いたします。

今年度は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）の研究開発員の野上和真様、ハウス食品株式会社開発研究所谷原望様を講師にお招きして、「宇宙食のひみつ 宇宙食から食卓まで、食を守る「HACCP」って？」と題しまして講演をいただきました。講師の先生からは、HACCPと宇宙食の関係性、宇宙食の開発背景や動画による宇宙飛行士の食生活などについて、分かりやすくご講演いただきました。

また、講演後に参加者との意見交換会では活発な意見交換が行われました。当日は懇話会委員の先生方にもご参加いただき、ありがとうございました。

参加者の理解度や満足度を確認することを目的として、講演後にアンケートを実施しました。資料3をごらんください。今回、115名の方に参加いただきました。その内訳として、「(2)年齢、(3)職業」にありますように、幅広い年齢層の消費者の方に多数ご参加いただきました。例年に比べ、男性及び比較的若い年齢層の参加者が多い傾向にありました。次に、「(5)講演会に参加された目的」については、「食の安全」に関して興味があったから」というご意見が多く、裏面の「(6)講演の内容」について、満足・やや満足との回答をされた方が約96%と多数を占めていました。(7)や(8)にありますように、講演会により食の安全・安心について理解が深まり、講演会で知った内容を食生活に生かせるというご意見を多数いただき、有意義な結果が得られました。

それから、資料には記載しておりませんが、アンケートの自由記入欄として、ご意見、ご感想もいただいておりますので幾つかご紹介いたします。「HACCPと宇宙食にこんなに深い関わりがあることを初めて知り興味深かったです。長期にわたり保存することが必要なことがあることを考えると、食品に関する技術やHACCPなどの食品衛生に関するルールはとても大切だと思いました。」「一般市民用の魅力はなかった。話がかたい。」という意見や、「おもしろい話が聴けてよかったです。「食の安全」も大切ですが、あまり堅い内容でも気が進まないもので、今回のような楽しげなテーマがよいです。」など

の様々なご意見、ご感想をいただきました。

消費者の食品への関心は高く、インターネットや新聞等の多様な媒体によって、様々な情報が発信されております。これらの中には、科学的な根拠に乏しい例や、偏った情報を基に危険性をあおる例が見受けられます。消費者の食品安全に関連する様々な意思決定が、偏った情報に左右されないよう、科学的根拠に基づき合理的に行われるよう支援するために、幅広い方が興味を持ってもらえるようなテーマ設定、講師選定に努め、今後も「なら食に関するリスクコミュニケーション」を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○高谷会長

ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等ございますか。

○坂上委員

このHACCPのこういう昨年の12月21日のことなんですけど、1点確認したいんですけども、たしかちょっと前回のところで、小・中・高の生徒にも何かできるだけ参加を促すように土曜日の開催になったというふうに記憶しているんですけども、その点に関しまして、学生、その辺の状況を分かる範囲で教えていただければありがたいです。

○事務局

ありがとうございます。当初、小学生や中学生等も参加してもらいたいということで、県の関係部署を通じて、県内の各学校へ周知させてもらいました。結果から言うと、周知活動をした小学校・中学校からの参加というのはほとんどなかったような状況です。ただ、大学生の参加が10名程度あったというような状況です。

○坂上委員

大学生が参加していただくことはいいことだと思います。大学生が参加しやすいようであれば、県内の大学へ周知に行っていただいて、次年度以降、参加人数を増やせばいいかなと思います。どうもありがとうございます。

○高谷会長

ほかの方、どなたか、ご意見等ございますか。ご質問。

○福原委員

この開催される時期なんですけど、12月21日といいますと非常に主婦にとっては忙しい時期になります。次回以降、もう少しと開催時期を考えていただけたらいいのかなと思います。それと、以前1度だけ土井先生のときに開催場所を橿原市でされたと思います。奈良市で開催した方が、集客数があっていいのかなと思いますが、いつも奈良市ばかりですので、南部の方も参加したい方もあろうかと思いますが、できれば交代交代で北と南という形でやっていただけたらいいのかなというふうに思います。

以上でございます。

○高谷会長

というご意見です。

○事務局

いただきましたご意見を参考にして次年度からも開催の検討をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○高谷会長

よろしいですか。

議事3(1)。続きまして議事3ですけれども、ここから委員からの提案議題について意見交換をしていきたいと思います。まず、「第14回全国学校給食甲子園について」、坂上委員からご提案いただいておりますので、提案理由をご説明願います。

○坂上委員

提案議題は、第14回全国学校給食甲子園についてですけれども、去年の12月にテレビで放映されていたものをたまたま見ました。また、このことは新聞報道もされていて、その報道の中では、2年連続で奈良県の宇陀市立学校給食センターが準優勝をされたということで、これは奈良にとっては非常に、めでたいことだと思います。このことは宇陀市のホームページはすぐに掲載されていたんですけども、私が見た1月上旬の時点では奈良県のホームページには載ってませんでしたので、誇らしいことが県のホームページになかなか掲載されず、スピーディーじゃないかなと思いました。非常にめでたいことですので、対応のスピードが大事かなと私は思いましたので、議題をあげさせてもらいました。

以上です。

○高谷会長

それでは、ただいまのご提案について、関係課から説明をお願いいたします。

○保健体育課

保健体育課です。委員から議題に挙げていただきました。本当にありがとうございます。まず、宇陀市の給食センターなんですけど、2年連続になっておるんですけども、12回大会、2年前と本年度の14回大会ということで1年空いておるんですけども、2回も、しかも兵庫県の場合は、2年連続は間違いないんですけど、2カ所の給食センターが優勝されているということで、本県の宇陀市学校給食センターにおかれましては、同じ給食センターが2回準優勝されてるということで、本当に喜ばしいことであることと捉えております。

昨年12月24日に実施させていただきました栄養教諭、学校栄養職員等の研修会の中で、準優勝のお祝いの言葉とともに、県内のさらなる学校給食の充実について、皆様方によく周知させていただきまして、お願いしたところでございます。報道につきましては、この時点で1月15日に教育長表敬訪問ということで、宇陀市給食センター、宇陀市教育委員会を通じてお話をいただいておりますところでしたので、朝日新聞、奈良新聞、毎日新聞や産経新聞の取材があったというのは知っておったのですが、表敬訪問の機会とともに、奈良県のホームページ、保健体育課のページで、準優勝されたことを紹介させていただきまして、周知させていただきました。

今後も市町村教育委員会と連携させていただきまして、このような喜ばしいこと、いろいろな取組を情報発信してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○高谷会長

ありがとうございました。ただいまの説明、情報提供について、坂上委員のご提案にご意見や質問はございませんか。

○坂上委員

情報提供は分かるんですけども、非常にスピードが私は気になってましたので。ということで、非常にこだわるみたいですけど、今後やっぱり配信というのは、ホームページに載せるというのはいいことなんですけども、やっぱり非常にめでたいことは、もっともっとアピールしても構わないかなと思いました。このことについて、他の委員からお話があると伺っています。

○福原委員

よくぞ坂上委員、取り上げていただきまして厚く御礼申し上げます。栄養士仲間として、本当に喜ばしいことでございます。2回準優勝されておりますけれども、もうその五、六年前から給食甲子園には出場されておりました、準優勝とまでは行かなかつたんですけれども、賞をいただいております。先日も宇陀市長さんにお目にかかりましたら、非常に協力的で精力的に活動されているというお声も聞いておりますので、ぜひ、県としてもPRをしていただけたらいいかなというふうに思います。本当にありがとうございました。

○高谷会長

ありがとうございます。それでは、議事3(2)、続きまして、「ゲノム編集食品について」、坂上委員からご提案いただきましたので、提案理由をお願いいたします。

○坂上委員

続きまして説明をさせていただきます。ゲノム編集食品ですけれども、最初の挨拶で課長からもありましたけれども、私の提案としましては、5月からいろいろ報道が出てくるというのも事実です。厚生労働省は、昨年ゲノム編集食品に関しては表示義務を課さない方針を提示しているのも事実でございます。この問題は非常に難しいですけれども、ゲノム編集食品は、食糧問題に一石を投げ掛ける技術というのは正しいですけども、消費者への正しい情報提供が、より必要な案件であるというのは事実かと思えます。本件に関しましては、奈良県民への正しい情報提供というのは、より必要なことですので、奈良県の見解を可能な範囲でお教えいただきたく提案いたしました。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○高谷会長

ありがとうございます。それでは、これについてご説明いただけますか。

○事務局

では、事務局から説明させていただきます。まず、ゲノム編集技術とその国の取扱いについてのところからお話しさせていただきたいと思えます。

ゲノム編集技術とは、遺伝子の変異を利用する品種改良技術の一つで、マスメディアでは、「血圧の上昇を抑えるトマト」や「芽に毒がないじゃがいも」などが現在取り上げられています。

生物の遺伝子情報は、非常に長いDNAの配列によって決められています。自然に生

じる突然変異はDNAのどの部分に変異が起こるかランダムですが、ゲノム編集技術はDNAの特定の部分を狙って変異を誘発させることができます。

このゲノム編集技術応用食品に対する取扱いについては、昨年9月19日、厚生労働省により「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領」が定められ、また同日、消費者庁により食品表示基準Q&Aが改正され、ゲノム編集技術応用食品に関する事項が新設されました。

これら国の要領によりますと、ゲノム編集技術応用食品の取扱いは、ゲノム編集技術によって生じた変異のリスクが、従来の育種技術と同程度なのか、それとも遺伝子組換え技術と同程度なのかによって区別されています。

ここで資料4の「ゲノム編集技術とその応用食品等の取扱い」をご覧ください。こちらは、厚生労働省が作成したゲノム編集技術を利用して得られた食品等に関する資料となります。

ゲノム編集技術の中でもタイプ分けがされておりまして、資料のタイプ3のように、DNAをただ切るだけでなく、その生物がもともと持っていない外来遺伝子を組み込む場合には、遺伝子組換え技術と同程度のリスクがあるため、国の安全性審査を受けた上で、食品表示基準に基づく遺伝子組換え表示制度に従い表示を行うことが義務付けられます。

一方、タイプ1のように、DNAを切断するだけで、その後、変異が起こるかどうかが自然に任せる場合には、従来の育種技術と同程度のリスクであるため、従来の育種技術と同様に、事業者の責任の下、安全性を確保した上で国に届出をする必要はありますが、表示の義務付けはされません。

タイプ2のように、DNAを切断した後に変異が起こりやすいよう修復の手本となる鋳型を使う場合は、挿入または置換されるDNAの長さによってどちらの取扱いになるかということが分かります。

なお、国の要領では、消費者の自主的かつ合理的選択の観点から、厚生労働省に届出されて同省のウェブサイトで公表されたゲノム編集技術応用食品又はゲノム編集技術応用食品を原材料とする食品については、積極的に情報提供に努めるべきとされています。

また、国として、ゲノム編集技術と遺伝子組換え技術の違いなどについて、消費者が正しく理解できるよう情報発信に努めたいとしています。

このため、当課としましては、まず保健所による監視指導において、前述した要領等に基づき、表示が必要なものについては、適正な表示が行われているか等を確認するとともに、国が行うゲノム編集技術応用食品の情報発信内容について県民視線に立って確認し、場合によっては国に対して分かりやすい情報発信を求めていくことも必要と考えています。また、県自らの情報発信としては、県のホームページにおいて各省庁のホー

ムページとリンクを行うのはもちろん、県民だよりなど媒体による情報発信についても検討したいと思います。

また、監視指導等において、県内事業者からゲノム編集技術応用食品の表示に関する相談があった場合は、消費者の立場に立って「消費者に対して積極的に情報提供」するよう、丁寧にアドバイス等をしていきたいと考えています。

以上です。

○高谷会長

説明ありがとうございました。何か質問ありませんか。

○坂上委員

はい、よろしいでしょうか。懇切丁寧なご説明ありがとうございました。奈良県としての立場としてよく分かるんですけども、県民に対して、より周知徹底というのが非常に大事かと思います。

この件に関しては、2月の終わりぐらいに、市民生協ならコープの中で、より深く勉強しようということで提案をまずしております。それで、私の見解として、確かにこの説明は分かるんですけども、奈良県の市民が、これだけではなかなか分かりにくいと思います。より県民が分かりやすいように、従来のゲノム編集食品とは何が違うのかなど講演会形式で、やはり何らかの形でより分かりやすくして発信していくことが大事だと思います。より消費者が、県民が分かりやすい方向のことを、目指していただければ非常にありがたいかなと委員の一人として思っております。

○高谷会長

そういうことだそうです。実は私も遺伝子組換え食品のときに担当してたことがあるんです。それで、遺伝子を何かいじり回すというのが特に皆さん嫌がるんです。分からないから。突然変異ならまあしょうがないかな、自然で起きてるからということなんですけど、突然変異が起こるようなことをこちらが手助けしましょうみたいな話なので、そのところを、遺伝子とはどういうものかとかですね、遺伝子組換えというのは組み換えてないですからね。遺伝子を組み込んでるんですよ。組み込んで、組み込んだ遺伝子がどういう働きをするかということで、その作用で得たものをよしとしてやっているわけです。その辺のことを一般の消費者の方々に分かれというのは無理なんだよ、本当は。だから、少なくとも遺伝子というのはどういうもので、どういう作用があって、どうしたら大丈夫で、それをどういじったら駄目かということも含めて、いいところばかり言ってちゃ駄目で、悪いところだって起きるはずなんで、その辺のことも含んで、

消費者にどうやって説明していくか。国としてはね、急にまたあんまり時間を置かないでばたばたと動いちゃったんで、そこが一番よくないなと思ってるんですけど、少なくとも生物をよく教えていただいて、生物の世界ですから、その辺のことも考えながら進めていただければありがたいなと思います。奈良県さんに言ってもしょうがない話なんですけど、国にも、もう少し分かりやすい方法がないのかということをおいていただければいいなと思います。以上です。

ほかにどなたかご意見ございますか。はい、どうぞ。

○森田委員

でも、一般には、ゲノム編集食品は余り知られてないと思うんです。その中で、前の遺伝子組換えのときみたいにね、ぱあんと進んでしまって、このゲノム編集食品も同じようになるのかと思ひまして。他にも鯛がどうかと。

○高谷会長

マッスルマダイですか。

○森田委員

ええ、あれもそうですか。ゲノム編集食品ですか。

○高谷会長

そうです。

○森田委員

フグについても、毒のないフグを作るというようなことも聞いてます。それは養殖で限られた中であることなんですよね。自然界で生きてたら絶対それはできないですもんね。そのフグなんかでもね、毒のどこを切って無毒のフグにしようというふうな、できるというふうな話も聞いたことあるんですけども、それが一つ間違ったら、いい遺伝子を切ってしまって悪いのが残るということもありますよね。それは目で見ることでもできないですし。

だから、どんどん、進んでるみたいですけども、それはもう国であれ、その研究者であれ、ちゃんともう大丈夫というゴーサインを出して、国民のほうにね、消費者のほうにそういうのを発信してきてるのか、もうこれぐらいでいいから、さあ行こうというのでね、発信するのか、それでも大分違ってくるし、大体の人がゲノムってあんまり知らないと思うんです。だから、もうちょっとね、ゲノムに対してね、知識をね、新聞とかラ

ジオでちょろちょろっとね、テレビなんかで見るだけの知識じゃなく、それこそ県とか国とかが、もっと詳しく、ゲノムに関しての知識をもらいたいなと思います。それからちゃんとしてから出してほしいんです。何かもう見切り発車になってしまってるような気がするんですけども、どうでしょうか。

○高谷会長

皆さん、二倍体ってどのぐらいの大きさだと思いますか。二倍体って、普通の魚は二倍体なんですよ。ということも含めてね、知識の基礎がみんな違うんですよね、消費者の方は。専門家が言ってる話と。二倍体、三倍体といたら、とにかく二倍体といたら2倍に大きくなるのかといたらそんなことはない。普通の遺伝子は二倍体で世界的な認識ですから。三倍体となるとまた大きくなるので。ということも含めて、基本からきちんと説明してあげれば大分違うんだろうけど、そこを怠ってるからこういうややこしい話になるのかなと思ってて、そんなに慌てて進めなくてもいいのと思うんですけど。

ここの鑄型のところは、タイプ1は文句ないだろうと私なりに思うんですよ。タイプ2は、これどっちだろうね。組換え体と同じような認識になっちゃうから、この辺が難しいなというふうに思うんですけどね。私は危ないと思ってるんじゃないですよ。危ないと思ってるんじゃないくて、消費者の方々がよく理解できるように、もっとやさしい方法がないのかなと思って、いつもこのゲノムの話になると嫌になると思うんですよ。私も担当やってたから思うんです。これは県に要望してもなかなか県が独自に進めることも難しいです。また国に対して機会があったら、もうちょっと時間にゆとりを持って進めるよう要望してもいいかなと思います。

ほかにゲノムについて何かご意見ございますか。ないようでしたら、それでは、議事3(3)「ならHACCPの現状ならびに今後について」。

○坂上委員

ならHACCPの現状と今後のことをございますが、平成27年7月1日から通称ならハサップの認証が始まって4年と6カ月経過している段階でございます。NPO法人の奈良県HACCP研究会というのが、ならハサップの指定機関として機能しております。その前身はHACCP研究会の仮称になるんですけども、この点に関しては、第16回の奈良県安全安心懇話会が平成23年9月1日に開催時に、その当時の上田委員のご提案がありまして、またその次の第17回で、そのときの資料に、このHACCP研究会、その前身の設立構想が提案されて、この安全安心懇話会で了承されたということ聞いております。したがって、ならハサップの認証とNPO法人の奈良県ハサップ研

究会の指定研修は切っても切れない関係にあるというのも事実でございますので、ならハサップの今後の方針等について、我々との関係について少し見解をこの場でいただければありがたいということで提案させていただきました。

○高谷会長

では、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

次の議題にも関連いたしますが、昨年6月に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、全ての事業者にHACCPが義務化されることとなりました。令和2年6月1日に施行、1年の経過措置期間を経て令和3年6月1日に完全実施となります。

ならハサップは、HACCPの普及を促進するために、一定水準であると県が認めた施設を、奈良県が認証する制度であり、NPO法人奈良県HACCP研究会の多大なご協力を得ながら、県内の衛生水準向上のためのリーディング事業所を育成してまいりました。法律の完全実施後は全ての事業所がHACCPに取り組むこととなるため、義務化されたものを県で認証するのは法律の趣旨にそぐわないのではないかとの意見もあり、今後、制度の変更をする必要があると考えております。近府県の状況等も参考に検討しているところではありますが、県が「認証」という形ではなく、事業者の方々がHACCP手法を取り入れた衛生管理に実際に取り組んでいることを「証明」するような制度とすることなど、食品衛生の向上のために幅広く検討しているところです。

制度の変更内容が、まだ定まらないところではありますが、どのように制度を変更するにせよ、NPO法人奈良県HACCP研究会のご協力を引き続き得ながら、HACCPの普及を行っていきたいと考えております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○高谷会長

という説明でございます。どなたか、ご意見ございますか。

○坂上委員

制度がまだ整っていない段階だから、まだ行けるとお聞きしました。

○高谷会長

奈良県の認証であろうが、それが推奨であろうが、結果としてHACCPが普及するというのが一番いいことじゃないのかなと思うんですよ。余りその辺にこだわらなくて

もいいのかなと思ってまして、県としては国に逆らうようなことをしないで、認証にしようとか、認可があって証明しようかということがありますけれども、要は衛生管理をしっかりと普及すればいいんですよね。

事務局、何かほかに説明することはありますか。特にありませんか。ないみたいですね。

それでは、次の議題、「H A C C P 導入義務化について」。

○有山委員

義務化の話なんですけれども、こちらは全ての食品等事業者に一般衛生管理に加えH A C C Pに沿った衛生管理の実施が求められるということで、先ほども説明がありましたけれども、今年の6月から猶予が1年あってということで、全ての食品等事業者ということで、そこに関するアプローチとかはどうされるのかなと思ったら、今日の食品衛生管理指導計画のところで先ほど説明がありましたので、今からいろいろと周知されるということは分かりました。

そこで、少しお聞きしたいところは、道の駅とか、手作り品とかを置いてらっしゃるような、そういう手作り品を作ってらっしゃる方へのH A C C Pの導入も義務化するかとか、また、導入をしなかった場合の罰則とかはあるのかということをお聞きしたいなと思って質問させていただきました。

○高谷会長

事務局、どうぞ説明を。

○事務局

ご質問いただきましてありがとうございます。前の議題でもお話がありましたように、昨年6月に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布されて、全ての事業者にH A C C Pが義務化されることとなりました。この制度は、全ての食品関係事業者が対象となります。先ほど有山委員から質問がありました道の駅などで販売されてるような事業者さんに対しても対象となります。

資料5「H A C C Pに沿った衛生管理の制度化について」というリーフレットをご覧ください。従業者が50人未満の事業所、飲食店営業の方など、「H A C C Pの考え方を取り入れた衛生管理とは」の下に書いてあるものが対象事業者になります。こちらの対象事業者となるような事業者の方は、業界団体が作成した「衛生管理の手順書」を参考に、簡略化されたアプローチでH A C C Pを導入することも可能となっています。

また、H A C C Pの導入に当たっての認証や承認については、食品衛生法や県条例に

規定されていません。ただ、食品関係事業者の中には、輸出のためや取引先拡大のために、公的機関による認証等を求める声もあります。このため、現在は、ISOや自治体HACCPが、その役割を果たしていますが、先ほどの説明のとおり、食品関係業者からの申請に基づき、県がHACCP水準まで達していることの証明を行う制度について変更することを検討しているところです。

なお、HACCPを導入しない事業者に対する罰則については、保健所等が施設への監視指導の際にHACCPを導入していないことを確認した場合は、当然、保健所が指導することになります。そして、食品関係事業者が指導に従わない場合は、食品衛生法第50条の2第2項違反として、最終的に「営業許可の取消し又は営業の禁止、停止処分等を行う」と規定がありますので、HACCPの義務化が担保されているところです。

ちなみに、当課では、HACCPの導入に向けて、資料6「令和元年度「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理研修会」のご案内」で示しております研修会を、公益社団法人奈良県食品衛生協会様と共催し、本年2月に4回実施いたします。この研修会の案内とともに、先ほどお示ししました資料5のリーフレットを奈良市を除く奈良県内の食品関係事業者宛てに送付し、食品衛生法改正の周知に努めています。今後も、食品関係事業者に対して継続的にHACCPの導入に向けた支援を行ってまいります。

以上になります。

○高谷会長

よろしいですか。

○有山委員

ありがとうございました。

○高谷会長

国際的には、私は一度CODEXとかWHOに尋ねてみたことがあるんですけども、HACCPの対象はどこまでかと。飲食店営業、当然これは入りますよ。国際的には食品を取り扱うところはすべからくHACCPの対象ですよというのが国際的な考え方です。義務化しているのは日本だけじゃなくて、ヨーロッパもそうですしアメリカもそうです。皆義務化です。たまたま、日本は最初、制度化って始めたんですけども、一番当初は、義務化という名前がいこうと言っていったら、義務化と言ったら余りにもきつから制度化という表現を柔らかくということで制度化になったんです。考え方は義務化の世界なので、それは国際標準に合わせていけば、当然のことながら、先進国と胸を張っている日本が、これは外せとかあれば外せはないだろうと。国際的にも義務化になっ

ているところがほとんどですからね。そういうことをご理解をしていただければと。これは消費者にとって、衛生管理をきちんとやっていただいて、健康被害をいかになくすかということなので、この辺のこともご理解をしていただければと思います。以上です。

それでは、議事3(5)「バイキングやビュッフェスタイルの食事提供時の食品ロスについて」。

○有山委員

バイキングやビュッフェスタイルの食事提供時の食品ロスについて。食品ロスはここで提案してもよいかどうかというのは少し悩んだんですけども、提案させていただきます。

近年、旅館やホテルなど、朝ご飯とかは特に、バイキングスタイル、ビュッフェスタイルが多くなっていて、利用する側としては好きなだけ食べられるし、それから提供する側も人員が削減できたりとかという利点があるということは承知しております。それで、食べる分って好きなだけということであれば、やっぱり少なく食べる人もあり、多く食べる人もありですけども、予定していた量がどのぐらい残っているか、そういった情報を県で把握されたことはあるのかなということを思いましたので、その回答を聞きたいなということもあります。

それから、以前もこの懇話会で出ていたみたいですけども、30・10運動という、宴会時に、それを推奨するように働き掛けをされてはいかがでしょうかということをご提案したいと思います。

○高谷会長

ありがとうございます。関係課から説明をお願いします。

○マーケティング課

農林部マーケティング課からご説明さしあげます。食品ロス問題につきましては、この懇話会でもこれまで何度かお取り上げいただきましてどうもありがとうございます。食品ロスは全国的な問題で、この令和元年10月1日には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」というものも施行されて、本県といたしましても、この法律の成立を受けて、国の動向を注視しながら、全庁的な推進体制を検討し、積極的に取り組んでまいり所存というふうなことになっております。

具体的な県の取組といたしまして、まずは消費者の皆様へ食品ロス問題を知っていただくということで、これまで活動を続けてまいりました。例えば県民アンケートを利用した消費者の方々の意識調査、あるいは昨年10月30日、いわゆる食品ロス削減

の日という日になりますけれども、橿原市で食品ロス削減推進フォーラムというものを開催させていただきまして、58名の方に参加いただきまして、食品ロスについて討議をしてまいりました。

また、啓発リーフレットというのも作成いたしまして、この啓発リーフレットを配布するに当たっては意識調査もしながら配布するというふうに取り組んでいます。その意識調査の結果、食品ロス問題の認知度につきましては、奈良県民の消費者の方については、87.1%の方が「知っている」と。これは、「よく知っている」と「ある程度知っている」を足し合わせた数字になるわけですが、全国の数字ですとこれが74.5%ということで、奈良県民の方は日本の全体から見ても食品ロス問題についてはかなり認知度が高い、意識が高いということがうかがえる数字を得ることができました。

一方、事業者向けの取組につきましてですが、今回お話しいただいたバイキングやビュッフェスタイル等も含めた事業者さん向けの取組につきましては、残念ながらこれからの課題ということで。今のところ残渣の量であるとか各事業者さんの取組等につきましてはまだ把握できておりませんというのが現状でございます。

また、もう一つ30・10運動に関しましては、これまでも忘年会や新年会のシーズンに、県庁内におきまして、庁内の電子掲示板というのがあるんですけども、これを利用して県職員に向けて呼び掛けを行ってまいりました。また、先ほどご紹介いたしました啓発リーフレットにつきましても、30・10運動について記載して啓発に努めているところです。このリーフレットは食品に関するイベント等で配布して、意識調査もさせていただきながら、啓発に努めているというところになります。

県庁内でそういうふうな運動に関する掲示板を利用した呼び掛けを行っていて、どれぐらい効果があるのかというふうなことをお尋ねいただいきたいと思いますけれども、県職員200名よりアンケートを取りまして、この30・10運動あるいは食べ切りに関する意識の啓発というふうなポスター等の展示等を県庁内でやらせていただきまして、そういうふうな意識が高まったという人が78%いたということで、一定の成果を得られたかなと考えている次第です。

今後とも一層、県民に30・10運動、食べ切りといったものが定着していくように積極的に取り組んでいこうと考えております。また、今後事業者向けの取組も検討していきたいと考えている次第です。

以上です。

○高谷会長

というご説明ですけれども、ご意見ございますか。

○有山委員

事業者向けなんですけれども、何か県の認定のステッカーなどを作られて配布するなど、少し見える化をされてはどうかということも加えて提案させていただきたいと思います。

○高谷会長

いかがでしょう。

○事務局

貴重なご意見、どうもありがとうございました。また検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○高谷会長

ほかにございますか。はい。

○坂上委員

この有山委員の提案の中で、食品ロスのことなんですけれども、飲食店で食べ残すときに持ち帰りのことがあると思うんですよ。生のものは駄目だと思うんですけれども、持ち帰るといふか、食べ切れないから残ったらもったいないからパックで持ち帰るといふのは食品衛生上の観点から自己責任になるかと思うんですけれども、今後、県としてそういうのを少しでも出すことが可能なかどうか、ご見解を伺いたいです。

○高谷会長

ドギーバッグをもらうような取り組みをテレビでやってみましたよね。ドギーバッグをくれるところと、駄目というところと2つの話が出てきて、2つ目は、嫌だというところは、何か健康被害を起こすと、こんなもの持ち帰らせたのかというふうに責められちゃうから嫌だという話があつて。だから、持って帰りたいというのは、そういうことも承知の上できちっと消費者が覚悟して持っていってもらわないと。だからその辺のことがあるから、なかなか全部いいということにはなっていないんだろうと思うんですけどね。

○坂上委員

確かにそうなんですけれども、やはり食品ロスのことを考えるときに、先ほども言いましたけれども、自己責任というのをどのように明確化するかということも課題はあると思うんですけど。そこをちょっと突っ込んだ取り組みをされていたら斬新かなと思って、

意見をお伺いしました。

○高谷会長

テレビでもその辺のコメントをしてましたけど。ほかにどなたか。行政で何か答えることはありますか。福原さん、どうぞ。

○福原委員

すごく厳しくなったのは、平成8年に堺市で学校給食の食中毒が起こって、そこから本当に学校給食の衛生管理というのは厳しくなりました。それまでは学校でも、子どもたちがパンを食べ残したら、自分の分は自分の家に持って帰って、そしておうちで食べてねということで持ち帰りをしてもらってたんです。けれども、それも食中毒が起こっては駄目ということになりまして、非常に厳しくなっています。この間、新聞の資料に載っておりましたが、定時制の高校の先生が、残ったパンと牛乳をもったいないからということでおうちに持ち帰っておられた。それが駄目だということで罰せられたというのが新聞に載ってたんですけども、本当に難しい問題かなと思います。

私たちが飲食店とかレストランに行きまして、自分にいただいた分は持って帰りたいんですけどと言ったら、やっぱり駄目ですと言われてしまう。

今、食糧自給率というのか39%ぐらいしかないんですよね。それを食べ残さないで日本人が全部完食すれば、その食糧自給率というのは60%ぐらいになるというふうにも言われております。これから食糧もどうなってくるか分からないような時代ですので、何とかそういうことをなくしていきたいなと思いますが、これは商売のこともあるし、家庭のこともあるし、大変難しい問題かなと思います。

○高谷会長

ほかにありますか。

○森田委員

お店で食べて、残ったので、持って帰らせてくださいってお願いしたところ、やはり、食中毒があったら、お店の責任になるから駄目と言われました。それは他のお店でも言われます。ですので、自己責任というのを前にもっと押し出して、持って帰ったら自分で責任持ってくださいねというぐらいのことをしないと定着しないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○高谷会長

消費者の意識次第だねという話ですよ。

ということですが、これで一応議題は全部終わったんですが、ほかに何か、皆さん方おっしゃりたいことございましたら。何か急がせたせいか3時半ぐらいで終わっちゃいそうなんですけど。何かありませんかね。これだけは言っておきたい。ないですか。何かありそうじゃないですか。

○有山委員

議事1の奈良県食品衛生監視指導計画(案)の中で4の(6)のところに「食品表示の適正化に向け、食品等事業者への監視指導の充実を図ります。」というところがあります。そこで「期限表示、食品添加物、アレルギー物質等の表示に関する監視指導」と書いてあります。最近、店頭などで商品を見ますと、無添加という字が大きく商品に書かれているものがよくあります。よく見ると小さい文字で説明は書いてあるんですけども、すごく無添加を売りにしている商品とかがありまして、それがちょっと、これはいかなのかなということをおもっておりますので、そこを聞きたいと思います。

○高谷会長

事務局いかがですか。

○事務局

ご質問いただきました表示についての監視というのを保健所のほうにも周知して見てもらうような形で取り組みたいと思います。ご意見ありがとうございます。

○高谷会長

無添加と言うから無添加なんでしょうね。ただね、酸を使って、それで無添加と言っちゃってるかもしれないですよ。酸性にしたりとかして。本当に無添加かもしれない。分からないですけどね。

○有山委員

それが物すごく大きい字で無添加と書いてあると気になるということです。

○高谷会長

ということだそうです。ほかございませんか。

それでは、これで懇話会を閉めさせていただきたいと思います。

○事務局

ありがとうございました。それでは、閉会に当たりまして消費・生活安全課長田中より挨拶を申し上げます。

○消費・生活安全課長

皆様、今日はたくさんご意見、ご質問、また、ご示唆もいただきまして、勉強になりました。本当にありがとうございます。

また、ならハサップのこと、ご意見いただきまして、事務の遅れということで人員要求というようなこともお話しいただきました。当然のことながら、やはり人とお金がないと仕事は進みませんので、私ども、私のほうも一生懸命取り組んでおるところではございますけれども、現状なかなか難しいところもあるというのも事実でございます。だからと言いつつ訳するわけではございませんけど、その辺りもご理解いただけたらということをおもっております。

また、リスクコミュニケーションにつきましても、時期とか場所について貴重なご意見を頂戴いたしました。特に今回は、小学生・中学生の学校の子ということを狙いにいたしましたので、あえて冬休みの時間というのを狙ったという点があつて、結果的には伴わなかったということで、初めてのこういう試みをしまして、この反省を踏まえまして、また次年度以降新たに企画をしていきたいと思っております。

ゲノム編集につきましても、いろいろとご意見いただきました。本当に分かりにくい制度で、私も消費者の一人で、事務をやっておる者ですので詳しくないわけです。ただ、当然分かりやすく説明していくことは私ども県としての役割であるということの一方で、私の課は消費・生活安全課、消費という言葉が入っております。食品衛生以外に消費者のいろいろ苦情を受けましたりとか、いろいろ啓発をしたりとか、そういう仕事もしてございます。その中で一つ、消費者の方、消費者も自立して、自分たちで情報をしっかりと仕入れて合理的な判断をしていかなあかんと。そういうための啓発もしていかなしかんと。もちろん情報提供は県なり国なりしっかりとやっていく。一方、我々消費者もやはり合理的判断のために情報収集をしっかりとすると。そういう中でゲノム編集についての理解も高まっていけばいいんだらうなということをおもったところです。

また、食品ロスにつきましても、貴重なご意見、事業者向けのステッカーということで、参考にするということでしたので、また検討いただける。この食品ロスにつきましては、ちょっと説明が不足したのですけれども、農林部のマーケティング課のところをメインとなりまして、私ども消費・生活安全課、また、廃棄物が絡みますので環境部局、また、子ども食堂とか関係しますので福祉部局の子ども家庭課でチームを組みまして、今後、方向性いろいろ検討していくということになってございますので、後になりました

たが、ご報告もさせていただきます。

本日いただきました貴重なご意見を参考に、こういう機会だけではなく、先生方にご意見を私どものほうからお伺いし、また先生方でお気づきの点ございましたら、次回の懇話会まで待たなくても結構でございますので、また何かの機会がございましたら、メールなりお電話なりでお気楽にご意見頂戴できればありがたいと思っているところでございます。本日はどうも貴重なお時間ありがとうございました。今後ともどうかよろしくお願いいたします。

○事務局

以上をもちまして第33回奈良県食品安全・安心懇話会を終了いたします。どうもありがとうございました。